

手足の不自由な子どもたち

はげみ

令和元年度/No.387

8/9

August—September

特集

特別支援学校学習指導要領の改訂



第37回肢体不自由児・者の美術展入賞作品『夢、ゆめ、ドリーム』
平松 幸姫 (14歳)



はげみ

令和元年度
8・9月号

はげみ通巻387号



目次

広場	肢体不自由教育への期待	古川 勝也	2
特集	特別支援学校学習指導要領の改訂		
各論1	中央教育審議会を踏まえた学習指導要領改訂の経緯	分藤 賢之	4
各論2	特別支援学校学習指導要領の改訂	菅野 和彦	8
各論3	社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメントの充実	一木 薫	17
各論4	道徳教育の展開と特別の教科「道徳」	菅野 和彦	22
各論5	各教科の配慮事項	西垣 昌欣	26
各論6	知的障害者である児童生徒のための各教科	中村 大介	30
各論7	個別の教育支援計画	北川 貴章	36
各論8	自立活動の指導の充実	吉川 知夫	40
各論9	情報活用能力の育成とコンピュータ等や教材・教具の活用	杉浦 徹	44
各論10	健やかな身体を育む教育活動と生涯学習への期待	長沼 俊夫	49
	今号の表紙	平松 幸姫	54



広場

肢体不自由教育への期待

西九州大学子ども学部 教授

古川 勝也

中央教育審議会答申を踏まえ、特別支援学校幼稚部教育要領と小学部・中学部学習指導要領の改訂が、平成29年4月に公示されました。また、高等部学習指導要領も、平成31年2月に公示され、平成31年4月から移行期間に入りました。今回の改訂についての改善点は次の3つです。

○社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力の明確化、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネージメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視すること。

○特別支援学校において、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択の広がりや踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視すること。

○障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ること。

これらの改善内容の詳細については、各論で紹介しますので、ここでは、特に次の3点について私なりの期待を述べたいと思います。

育成を目指す資質・能力

新しい学習指導要領では、情報化やグローバル化の進展、人工知能（AI）の進化など、将来の予測が困難な社会の中で、子どもたちが未来を切り開いていくために必要な資質・能力を身に付けられるようにすることが重要であると、学習する子どもたちの視点に立って育成を目指す資質・能力の要素を3つの柱で整理しています。「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く『知識・技能』の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力』の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養）」。この資質・能力の3つの柱は、障害の有



無に関わらず全ての子どもにとって必要不可欠な資質・能力です。そのため、特別支援学校においても、知的障害者である児童生徒に対する各教科（以下、知的教科）について学びの連続性に焦点を当てて、資質・能力の3つの柱で目標・内容が再整理して示されました。

このことを踏まえて、各学校として育成を目指す資質・能力（目指す姿・身に付けてほしい力）を明確にし、何を学ぶか（教育内容）、どのように学ぶかの検討を行い、それを社会と共有する社会に開かれた教育課程の理念のもとに、カリキュラム・マネジメントが進められるでしょう。

重複障害者の教育課程の取扱い

肢体不自由教育においては、医療的ケアの進展、並置校の増加等により、在籍する子どもたちの障害の重度・重複化、多様化がこれまで以上に顕著です。重度・重複障害のある子どもたちの教育課程を編成する際、各教科に替えて自立活動を主とした教育課程を適用する場合が多く見受けられます。その場合、ややもすると自立活動にのみ関心が向く傾向があります。しかし、今回、知的教科の目標・内容が学びの連続性の観点から整理されたことを踏まえると、重度・重複障害のある子どもに対しての教科指導のあり方も、当然検討していく必要があります。重複障害者においても、教育目標で示されたとおり各教科等に加えて自立活動を取り扱うことが前提となっていることを忘れてはなりません。各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、在学期間に学校として育成を目指す資質・能力を考えた場合、提供すべき教育内容として何が必要かを検討し、改めて各教科の指導が必要でないかどうかを十分検討して

教育課程の編成を行うことが重要だと考えています。

自立活動の指導の充実

現在、特別支援学校では小・中学部の子どもの障害の重度・重複化が見られる一方、高等部では中学校の通常学級や特別支援学級等からの進学者が増え、同じ学校の中で子どもたちの実態が非常に多様化しています。また、特別支援学校だけでなく、小・中学校等においても発達障害を含めた障害のある子どもが学んでいることから、子どもの多様な障害の種類や状態等に応じたきめ細かな自立活動の指導の充実が求められています。

今回の改訂では、自立活動の内容に、「自己の理解を深め、自己肯定感を高める」など、発達の段階を踏まえた内容が新たに加えられるとともに、実態把握から指導目標の設定、指導内容の選定までのプロセスがわかりやすく示されました。

自立活動の個別の指導計画の作成にあたっては、なぜこの指導目標を設定したのか、どのように指導内容を選定したのか、指導の方向性等について、教員間で共通理解して指導に当たるためにも、検討の過程や判断の根拠を明らかにしておく必要があります。それが指導の妥当性に基づく評価にもつながっていくのです。今回の改訂によって、個別の指導計画の作成が、よりスムーズに進められるのではないかと期待しています。